

第4章 今後の人権施策推進に向けて

【新】…今回の改定で新しく位置づけられたもの

この指針は、横須賀市が目指す人権施策の方向性を示し、各分野の施策の企画・立案・実施・見直しなどに際して、人権擁護という欠くことができない視点を与えるためのものです。また、日常の業務の遂行に当たっての行動のガイドラインともなるものです。

人権の保障は、常に課題であり、目標であり続けます。従って、今後進めていく人権施策は、常に見直しを行い、改善していかなければなりません。

そのため、人権擁護にかかわる取り組みを人権尊重の理念にのっとり、総合的かつ効果的に進めていくための仕組みづくりについて、検討を行います。

1 庁内推進体制の整備

複合化する人権問題への対応など、部局間の連携を高め、人権施策を総合的に推進するための庁内体制を整備します。

2 第三者評価機関の設置

横須賀市の施策・事業について、人権擁護の観点から評価し、必要な提言などを行う第三者評価機関を設置します。

3 市民意識調査の実施 【新】

市民意識調査を定期的に行い、市民の方がどのようなことを問題と認識しているのかを把握し、事業の推進や指針の改定の際の参考とします。

4 人権施策推進指針の見直し

指針の内容は、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の発生など、人権を取り巻く状況を見据えながら、必要に応じて見直します。

◆◆ 資 料 編 ◆◆

人権関係法律および条約等一覧表

◆法 律

名 称	制 定 年
日本国憲法	昭和21年（1946年）
地方自治法	昭和22年（1947年）
地方公務員法	昭和25年（1950年）
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成12年（2000年）
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律※ 1	平成25年（2013年）
部落差別の解消の推進に関する法律※ 2	平成28年（2016年）
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律※ 3	平成28年（2016年）
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	平成31年（2019年）

※ 1、※ 2、※ 3 について、参考に条文を掲載します。

◆条約等

名 称	採 択 年
世界人権宣言	昭和23年（1948年）
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	昭和40年（1965年）
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際的規約	昭和41年（1966年）
市民的及び政治的権利に関する国際規約	昭和41年（1966年）
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	昭和54年（1979年）
児童の権利に関する条約	平成元年（1989年）
障害者の権利に関する条約	平成18年（2006年）

※ 1 ◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

※2 ◆部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落

差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

※3 ◆本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努

めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

◆人権施策推進会議条例

人権施策推進会議条例をここに公布する。

人権施策推進会議条例

(設置)

第1条 本市の人権擁護に係る事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市人権施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者、関係団体の代表者及び人権擁護委員のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 推進会議に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 推進会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の同意を得て委員長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

人権施策推進会議委員（50音順 敬称略）

※任期：平成30年6月1日～令和元年5月31日

氏 名	所属・推薦団体
飯 田 亮 瑠	ダイバーノン代表
石 節 子	公募市民
植 田 威	特定非営利活動法人NPO法人情報セキュリティ フォーラム理事・事務局長
大 友 朋 子	弁護士
小 林 優 人	公募市民
杉 本 脩 子	NPO法人グリーフサポートリンク代表 （全国自死遺族総合支援センター）
○多 田 幸 子	横須賀市人権擁護委員会常務委員
◎西 村 淳	神奈川県立保健福祉大学教授
早 坂 公 幸	一般社団法人神奈川人権センター事務局長
堀 越 君 枝	北下浦地区民生委員児童委員協議会会長

◎は委員長 ○は委員長職務代理者



横須賀市人権施策推進指針[改定版]

発行年月 令和元年(2019年)7月

編集・発行 横須賀市人権・男女共同参画課

電話 046-822-8219

F A X 046-822-4500

E - m a i l we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

○この冊子は800部作成し1冊当たりの単価は362.8円です。

○この冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく令和元年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断基準を満たす用紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

横須賀市人権施策推進指針〔改定版〕P43「7 災害に伴う人権問題」への追記について

7 災害に伴う人権問題【新】

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災による災害及びそれに伴う原子力発電所の事故により、現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされ、避難している方々への風評に基づく心無い嫌がらせも発生しました。そうした中で、さまざまな事情を持つ被害者への支援や配慮など、災害に伴う人権に関わる問題が改めて認識されることになりました。

災害に備えて、地域との連携を図り、災害に対する日頃からの心掛け、避難などについて周知・啓発を行うとともに、同じ環境下でも、人によって自由や安心の度合い、必要な支援が違うことについての理解促進に努めます。

女性や災害時要援護者、障害者や高齢者等あらゆる人の気持ちに寄り添う避難所運営の啓発などの災害対応に努めます。

また、災害という非常時に際しては、平時よりも人権擁護に関する姿勢や意識が薄くなりがちなため注意が必要です。

※令和3年3月に「新型コロナウイルス感染症関連」について以下を追記

新型コロナウイルス感染症の拡大は、自然災害ではないものの私たちに脅かす危機であり、災害に通じるものです。

新型コロナウイルス感染症に関連して、差別、偏見、誹謗中傷、いじめ等を行うことはあってはならないことです。

また、不確かな情報や誤った認識から人権侵害につながることをないよう、正確な情報発信と啓発に努めます。